

骨髓移植後等のワクチン再接種費用助成について

骨髓移植等の医療行為により、すでに接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された人に対し、感染症予防および経済的負担の軽減のため、ワクチン再接種費用を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当する人

- ①再接種を受ける日において、伊勢崎市に住民登録がある 20 歳未満の人
- ②骨髓移植等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されている人

【対象となる予防接種】

次のいずれにも該当するもの

- ①予防接種法で定期予防接種に位置付けられている予防接種のうち、過去に定期接種として接種済みの予防接種
- ②使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
- ③20 歳に達するまでの間に実施する予防接種
※ただし、五種混合は 15 歳未満、BCG は 4 歳未満、ヒブは 10 歳未満、
小児用肺炎球菌は 6 歳未満の接種

【接種場所】

指定医療機関（裏面参照）

※指定医療機関以外での接種は助成対象外です。



くわまる

【助成金額】

再接種費用（伊勢崎市が伊勢崎佐波医師会と契約した委託料額）

※接種を受ける人の費用負担はありません。

【助成の受け方】

- ①予防接種を受ける前に、健康づくり課へお問い合わせください。
- ②健康づくり課から「骨髓移植後等のワクチン再接種費用助成交付申請書」及び「骨髓移植後等のワクチン再接種理由書」をお渡ししますので、必要事項を記入してください。理由書は、主治医に記入してもらってください。
- ③必要事項を記入した「骨髓移植後等のワクチン再接種費用助成交付申請書」及び「骨髓移植後等のワクチン再接種理由書」と、母子健康手帳の予防接種記録欄（または、骨髓移植等の医療行為を受ける以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）の写しを健康づくり課に提出してください。
- ④健康づくり課で書類を受理後、「骨髓移植後等のワクチン再接種費用助成金交付・不交付決定通知書」を交付します。交付決定された場合は、「骨髓移植後等のワクチン再接種依頼書」を同時に交付します。
- ⑤交付された「骨髓移植後等のワクチン再接種依頼書」と母子健康手帳を指定医療機関に提出し、再接種を受けてください。

令和7年度 骨髓移植後等のワクチン再接種 指定医療機関一覧表

(令和7年4月現在)

地区	医療機関名	住所	電話番号 (市外局番 0270)
北	さとう内科クリニック	乾町 233-1	61-8139
茂呂	きたはらクリニック	美茂呂町 3737	30-3288
	たんぽぽ小児科	今泉町一丁目 1213	21-3636
	Ne oこどもクリニック	茂呂町二丁目 2869	21-1113
	羽鳥こども医院	南千木町 5215-4	21-3535
三郷	佐藤小児科医院	太田町 1083-5	24-7111
宮郷	伊勢崎市民病院 (※再来予約をしている人のみ)	連取本町 12-1	25-5022
名和	山崎整形外科内科医院	堀口町 106-1	32-3411
豊受	あおきクリニック	馬見塚町 1162-1	31-2262
	久保医院	大正寺町 111-1	32-0258
あずま	坂口こども診療所	東町 2768-1	63-2500
境	正田医院	境 389-1	74-0027



くわまる

<問い合わせ>

伊勢崎市健康推進部健康づくり課
電話：0270-27-2746